

政策会議付議事案書 (令和5年1月17日)

提案課名 国保年金課
報告者名 黒田 正治

事案名	秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">有</div> 資料 無																																
目的・必要性	<p>国民健康保険の被保険者が出産した際に、出産に係る経済的負担を軽減するため、1分娩当たり42万円を支給しています。</p> <p>令和3年度の全国の出産費用は平均47万3,315円で、増加傾向で推移しており、8年前の平成24年度比で14%増加している状況となっています。</p> <p>そのため、出産に係る経済的負担の更なる軽減を図ることを目的として、健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金が引き上げられました。</p>																																	
経過・検討結果	<p>○ 出産育児一時金額の経過</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">平成 6年</td> <td style="width: 33%;">300,000円</td> <td style="width: 33%;">平成20年</td> <td style="width: 33%;">380,000円</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>350,000円</td> <td>平成21年</td> <td>420,000円</td> </tr> </table> <p>○ 本市の出産育児一時金の給付件数の経過</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">平成24年度</td> <td style="width: 16.6%;">204件</td> <td style="width: 16.6%;">平成28年度</td> <td style="width: 16.6%;">159件</td> <td style="width: 16.6%;">令和2年度</td> <td style="width: 16.6%;">71件</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>193件</td> <td>平成29年度</td> <td>115件</td> <td>令和3年度</td> <td>94件</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>172件</td> <td>平成30年度</td> <td>112件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>163件</td> <td>令和元年度</td> <td>92件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※50万円の2/3が地方交付税措置されることに加えて、令和5年度は、1件当たり5,000円が国から補助されます。令和6年度以降は、後期高齢者医療事業から1件当たり約5,800円が支援される予定です。</p>		平成 6年	300,000円	平成20年	380,000円	平成18年	350,000円	平成21年	420,000円	平成24年度	204件	平成28年度	159件	令和2年度	71件	平成25年度	193件	平成29年度	115件	令和3年度	94件	平成26年度	172件	平成30年度	112件			平成27年度	163件	令和元年度	92件		
平成 6年	300,000円	平成20年	380,000円																															
平成18年	350,000円	平成21年	420,000円																															
平成24年度	204件	平成28年度	159件	令和2年度	71件																													
平成25年度	193件	平成29年度	115件	令和3年度	94件																													
平成26年度	172件	平成30年度	112件																															
平成27年度	163件	令和元年度	92件																															
要する事項	<p>1 出産育児一時金を「420,000円」から「500,000円」に変更すること。</p>																																	
今後の取扱い	<p>令和5年 2月下旬 令和5年3月第1回定例月会議へ条例改正議案を提出</p> <p style="padding-left: 20px;">" 4月1日 改正条例施行</p> <p>令和6年度以降 後期高齢者医療制度による出産育児金への支援や後期高齢者と現役世代との負担割合の見直しを国において検討</p>																																	

秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、子育て世帯の出産に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、本市の国民健康保険事業における出産育児一時金を50万円に引き上げるため、改正するものであります。

秦野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険条例（昭和34年秦野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前における被保険者の出産に係る出産育児一時金は、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>500,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前における被保険者の出産に係る出産育児一時金は、なお従前の例による。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて

1 背景

国民健康保険の被保険者が出産した際に、出産に係る経済的負担を軽減するため、1分娩当たり42万円を支給していますが、令和3年度の全国の出産費用は、平均47万3,315円で、増加傾向で推移しており、8年前の平成24年度比で14パーセント増加している状況となっています。

そのため、出産に係る経済的負担の更なる軽減を図ることを目的として、健康保険法施行令が一部改正され、出産育児一時金の引上げがなされました。

2 出産育児一時金の額

500,000円（現行420,000円）

3 出産育児一時金額の経過

平成 6年 300,000円

平成18年 350,000円

平成20年 380,000円

平成21年 420,000円

4 本市の出産育児一時金の給付件数の経過

平成24年度	204件	平成29年度	115件
平成25年度	193件	平成30年度	112件
平成26年度	172件	令和元年度	92件
平成27年度	163件	令和2年度	71件
平成28年度	159件	令和3年度	94件

5 施行日

この条例は、令和5年4月1日から施行します。なお、同日前における被保険者の出産に係る出産育児一時金は、なお従前の例によります。